

平成29年度 第2回 四街道市文化財審議会会議録

日 時 平成30年 3月22日(木) 午後1時30分～午後4時45分

場 所 四街道市青少年育成センター2階 オープンスペース 他

出席委員 宮田省一 委員長  
松平喜美代 委員 樋口誠太郎 委員 加倉井砂男 委員  
吉田文夫 委員 鈴木満壽男 委員 西山太郎 委員

欠席委員 中野照男 副委員長 大矢敏夫 委員

事務局 高橋信彦 教育長 小高博信 教育部長 内海正憲 課長  
遠藤智久 主査補 石渡典子 副主査

傍聴人 0人

—— 会議次第 ——

1 開会

2 会長挨拶

3 教育長挨拶

4 議題

(1) 四街道市文化財の保護に関する条例第4条及び第5条の規定に基づく市指定文化財の解除及び指定  
について(諮問)

(2) その他

5 閉会

～古屋城跡広場 視察～

～物井の歴史展（円福寺） 視察～

～物井古墳広場 視察～

～休憩～

#### 1. 開会

内海課長：これより、平成29年度第2回四街道市文化財審議会を開催します。まず始めに、宮田会長よりご挨拶をお願いいたします。

#### 2. 会長挨拶

宮田会長：《挨拶》

内海課長：ありがとうございました。続きまして、高橋教育長よりご挨拶を申し上げます。

#### 3. 教育長挨拶

高橋教育長：《挨拶》

内海課長：ありがとうございました。

《教育長、教育部長退室》

#### 4. 議題

内海課長：これより議題の進行は、四街道市文化財の保護に関する条例第26条第3項の規定により、「会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。」とありますので、宮田会長をお願いいたします。

宮田会長：議事に入る前に報告いたします。本日の出席委員は7名です。したがって、四街道市文化財の保護に関する条例第27条第2項の規定に基づき、定足数に達していますので、本会議が成立いたしますことを報告いたします。  
審議に先立ちまして、本会議の公開・非公開の決定についてお諮りします。事務局からの説明をお願いします。

遠藤主査補：市では、審議会等の透明性や公平性を確保するため、会議の公開制度を設けております。「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」では、審議会等は原則公開としており、四街道市情報公開条例第8条における非公開情報を審議する際には、非公開と決定することも可能でありますことを、申し添えます。

宮田会長：四街道市文化財審議会の開催ですが、本日は非公開情報にする議題がないため、公開として委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

宮田会長：次に、本会議の会議録の取扱いについてお諮りします。1点目ですが、会議録に発言者氏名を記

載する可否についてお諮りします。事務局からの説明をお願いします。

遠藤主査補：会議録の公開については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、発言者の氏名を明記することと示されています。

宮田会長：会議録の公開及び発言者の氏名の明記についても、委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

宮田会長：2点目ですが会議録署名人について、事務局からの説明をお願いします。

遠藤主査補：会議録署名人については、委員の中から2名を選出させていただきたいと考えています。

宮田会長：会議録署名人については、委員の中から2名選出するというので、委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

宮田会長：それでは、会議録署名人2名の選出をいたします。事務局から何か案はありますか。

遠藤主査補：前回の鈴木委員・西山委員に続き、本審議会については、松平委員、樋口委員を推薦いたします。

宮田会長：事務局から松平委員、樋口委員の会議録署名人の推薦がありました。委員の皆様よろしいですか。

【全員異議なし】

宮田会長：会議録署名人を松平委員、樋口委員にお願いいたします。それでは、次に進めさせていただきますが、本日、傍聴人はいますか。

石渡副主査：傍聴人はいません。

宮田会長：それでは、本日の議題に進みます。

#### 4. 議題(1)

宮田会長：会議次第 4 議題(1)「四街道市文化財の保護に関する条例第4条及び第5条の規定に基づく市指定文化財の解除及び指定について（諮問）」について、事務局からの説明をお願いします。

遠藤主査補：それでは、会議次第 4 議題(1)「四街道市文化財の保護に関する条例第4条及び第5条の規定に基づく市指定文化財の解除及び指定について（諮問）」について、説明させていただきます。

《事務局より、市指定史跡物井古屋城址の白磁の井戸及び物井北ノ作の古屋城跡について、資料に基づき説明》

内海課長：今回諮問をする理由は、土地区画整理事業により物井という地番が無くなり、もねの里に変更に

なったためです。本来的には変更することが正しいですが、当市の条例では変更という手続がありませんので、いったん解除をした後、指定し直すという諮問をさせていただきます。

石渡副主査：航空写真を見てください。古屋城跡の範囲内では、旧来の物井地番が複雑に入りこんでおり、地割も土地区画整理事業で変わったため、場所の対応が合わなくなっています。今回、地番及び所有者が変更したことに伴い、従来の指定地を解除し、歴史広場全体を指定し直すという諮問をさせていただきます。

宮田会長：ただ今の事務局の諮問の説明について、委員の皆様、ご意見・ご質問等ありますか。

鈴木委員：名称の変更は行いますか。

内海課長：資料の「指定候補文化財の概要」を見てください。上段が従来の内容で、こちらをいったん解除し、下段の内容に指定し直すということです。地名が変更になったため、古屋城跡の白磁の井戸・古屋城跡に変更します。

西山委員：井戸も古屋城跡の範囲の中に入ってますが。

石渡副主査：井戸は、古屋城跡とは別に指定しています。今回、井戸の指定を解除し、古屋城跡全体をひとつにする意見も事務局で検討しましたが、まだ白磁の井戸の遺物調査が終わっていません。本日もご覧いただいた白磁を含め、専門家の意見を受けた後、検討したいと思います。古屋城跡については、土塁や空堀についても検討していく必要があると認識しています。ただ、より詳細な調査が必要になりますので、今回の内容のみとします。

内海課長：古屋城跡のみを指定すると、「白磁の井戸」という名称が出てきません。整備が落ちついていないため、今回は残していこうと考えています。

西山委員：土塁について、追加指定する考えはありますか。

石渡副主査：先ほどご覧いただいた古屋城跡では、広場の南側に民家があり、そちらにも土塁等が巡っていることは、以前より認識しています。実際のところ、古屋城跡自体は広場よりもかなり広い範囲であるため、今後エリア等について隣接地の地主と相談しながら、指定範囲の変更及び保存について相談していきたいと思っています。

宮田会長：古屋城跡については、新しい地番がもねの里ということは認識しています。その他委員の皆様、何かありますか。

【委員：特になし】

遠藤主査補：この諮問（案）でよろしければ、答申（案）を配布したいと思います。

《事務局より、答申（案）を配布》

宮田会長：この答申（案）で、委員の皆様よろしいですか。

【全員異議なし】

宮田会長：会議次第 4 議題(1)「四街道市文化財の保護に関する条例第4条及び第5条の規定に基づく市指定文化財の解除及び指定について（諮問）」を終了します。

#### 4. 議題(2)

宮田会長：それでは、次に進めさせていただきます。会議次第 4 議題(2)「その他」ですが、委員の皆様、ご意見・ご質問等ありますか。

西山委員：四街道市ではガラス玉の鋳型等、いろいろな考古資料が出土しています。そのような資料の指定は検討していますか。考古資料は、出土資料を一括指定することが多いので、担当者の準備をお願いしたいと思います。

石渡副主査：考古資料の指定文化財が少ないことは、認識しています。ガラス玉の鋳型は全国的にも出土例はかなり少なく、貴重な資料です。さらに、物井の歴史展で展示していた「山梨郷長」と書かれた土器は、平安時代の地域資料という点において重要です。その他にも、近年の発掘調査の成果を精査し、今後の指定文化財の指定に向けて検討したいと思います。

鈴木委員：事務局より、委員に資料を提出していただければ、私どもも発言しやすいので、指定文化財の指定に向けて検討していただきたいと思います。

内海課長：事務局より報告します。

「四街道市歴史広場の設置及び管理に関する条例」を議会に提出しています。この条例は社会教育委員会議に諮り、市民の意見を聴いた上で、3月議会に提出しており、承認をいただければ4月1日より施行になります。今後、古屋城跡広場・物井古墳広場・堀込城跡広場については、活用等も含めてご意見をいただきたいと考えています。

また次回の審議会については、5月末を予定しています。内容は前年度の事業報告、新年度の事業予定を議題としていますので、よろしくをお願いします。

松平委員：古屋城跡広場の今後の管理についてですが、看板等の注意事項はありますか。

内海課長：歴史広場における注意事項を記載した看板を設置する予定です。古屋城跡広場は、入口の3箇所、物井古墳広場・堀込城跡広場には1箇所設置する予定です。

松平委員：注意事項に「植物を採取してはいけない」・「犬猫を連れて入ってはいけない」という文言は記載していますか。

内海課長：原形を乱さないことは記載していますが、犬猫については都市公園と同じ運用方法であるため、「フンは持ち帰りましょう」という表記はあります。ただ、「入ってはいけない」という表記は難しいと思います。

松平委員：現状維持という文言も記載していますか。植物の持込みについても危ないです。園芸品の植物を植えてしまうと、原状が変わってしまいます。私としては、花畑は城跡には作ってほしくないです。事務局では植える予定ですか。

石渡副主査：植える予定はありません。

- 内海課長：あくまで原形のまま保存することを考えているため、街灯等を設置することは考えていません。現状を維持する形で、歴史広場の管理を行う予定です。
- 鈴木委員：条例では、教育委員会が広場の管理としているなら、看板に文化財保護に関する文言を入れていただきたいです。
- 石渡副主査：現状として設置している看板には、「…城跡がつくられた状態のまま保存している…」という文言がありますが、あまり読んでいただけていません。看板については発注前であるため、先ほどご指摘いただいた「持込み及び改変の無いよう」等の文言の追加を検討したいと思います。
- 内海課長：文化財審議会の意見として記載できるものについては、表記をします。
- 鈴木委員：草刈等については、大丈夫ですか。
- 内海課長：今年度は職員が対応しましたが、来年度は年2回の草刈代が計上されたので、シルバー人材センターへの委託を予定しています。
- 宮田会長：古屋城跡広場は結構広く、又、歴史的施設であるため、公園とは別であると考えます。市民の方がその点を認識していただけるのか、不安があります。
- 内海課長：現在は想定していませんが、公開することにより原形が維持できなくなった場合は、出入口を塞ぐしかないと思います。
- 宮田会長：堀込城跡広場についても、子供たちが遊んで土塁の部分が削れています。古屋城跡広場の管理についても難しいと思いますが、よろしくをお願いします。  
その他委員の皆様、何かありますか。
- 【委員：特になし】
- 宮田会長：会議次第 4 議題(2)「その他」を終了します。その他委員の皆様、何かありますか。
- 【委員：特になし】
- 宮田会長：それでは、本日の議題は全て終了いたしました。委員の皆様より貴重なご意見をいただきましたので、事務局で検討をお願いします。それでは、進行を事務局にお返しします。
- 内海課長：本日は諮問等についてご意見をいただき、答申もご了承いただきましてありがとうございます。皆様にごいただいた意見につきましては、事務局において反映できるよう、努めていきたいと思っております。それでは以上を持ちまして、平成29年度第2回四街道市文化財審議会を閉会します。委員の皆様、本日はありがとうございました。

会議録署名人 松平 喜美代

会議録署名人 樋口 誠太郎